



東労基発 0118 第 1 号  
令和 5 年 1 月 18 日

電気通信工事業・機械器具設置工事業 関係団体  
代表者 殿

東京労働局労働基準部長

電気通信工事業・機械器具設置工事等における労働災害防止について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年における都内の建設業の死亡者数は 12 月末日時点で 25 人となっており、また、休業 4 日以上之死傷災害数についても 12 月末比時点で 1,226 人と前年同期比 15.6% の増加と極めて憂慮すべき状況です。そのうち、電気通信工事業・機械器具設置工事業等を含むその他の建設業（土木・建築工事業を除く）における死亡者数が 8 人となっており、うち 5 人が墜落・転落によるもので、建物の屋上や住宅の屋根上など高所での作業場所のほか、脚立等の比較的低所における作業場所からの墜落災害も複数発生しております。

特に電気通信工事業・機械器具設置工事等においては、戸建て住宅への電線の引き込みや事務所・工場などにおける設備の補修・営繕など、少人数での作業が多く見受けられることから、労働災害防止においては作業員一人ひとりの安全衛生意識の向上が必要不可欠です。また、安全な作業場所の確保や墜落防止設備の設置等については、発注者や注文者の協力等も欠かせません。

つきましては、死亡災害の撲滅及び休業災害の減少に向け、貴団体傘下の会員に対して、下記の事項を重点とした労働災害防止の取組について、周知等格段の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

- 1 作業手順書の作成と危険作業に対する安全衛生対策の確認
- 2 はしご、脚立など作業に適した用具の選定と適正な使用
- 3 作業開始前の危険予知活動、リスクの減少（特に墜落防止措置）
- 4 発注者（注文者）に対する労働災害防止についての協力依頼

※重点実施事項については、別添のリーフレット「STOP！電気通信工事・機械器具設置工事の死亡災害！」を御活用参照ください。